

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年9月16日(2021.9.16)

【公開番号】特開2019-195492(P2019-195492A)

【公開日】令和1年11月14日(2019.11.14)

【年通号数】公開・登録公報2019-046

【出願番号】特願2018-91311(P2018-91311)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和3年8月5日(2021.8.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技が可能な遊技機であって、

第1面と第2面に配線パターンが形成された基板を備え、

前記基板には、第1電圧の信号を伝達する配線パターンが接続され、記憶手段を有するマイクロコンピュータと、第2電圧の信号を伝達する配線パターンが接続され、出力部品に信号出力する出力回路と、が実装され、

前記第1面上に、前記マイクロコンピュータを含む複数の電子部品が搭載され、

前記第2面には、電子部品が搭載されず、

前記マイクロコンピュータは、特定電源により前記記憶手段の記憶内容を保持可能であり、

前記マイクロコンピュータは第1グランドに接続され、前記出力回路は前記第1グランドと絶縁部によって隔てられた第2グランドに接続され、

前記特定電源を前記マイクロコンピュータへ供給する配線パターンは、

前記基板の前記第2面のみに形成され、

前記第2グランドが形成される第2グランド領域に接することなく、前記第1グランドが形成される第1グランド領域のみに接する領域に形成されている、遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

(A) 遊技が可能な遊技機であって、

第1面と第2面に配線パターンが形成された基板を備え、

前記基板には、第1電圧の信号を伝達する配線パターンが接続され、記憶手段を有するマイクロコンピュータと、第2電圧の信号を伝達する配線パターンが接続され、出力部品に信号出力する出力回路と、が実装され、

前記第1面上に、前記マイクロコンピュータを含む複数の電子部品が搭載され、

前記第2面には、電子部品が搭載されず、

前記マイクロコンピュータは、特定電源により前記記憶手段の記憶内容を保持可能であり、

前記マイクロコンピュータは第1グランドに接続され、前記出力回路は前記第1グランドと絶縁部によって隔てられた第2グランドに接続され、

前記特定電源を前記マイクロコンピュータへ供給する配線パターンは、

前記基板の前記第2面のみに形成され、

前記第2グランドが形成される第2グランド領域に接することなく、前記第1グランドが形成される第1グランド領域のみに接する領域に形成されている。

手段1の遊技機は、

遊技が可能な遊技機であって、

第1面(実装面)と第2面(ハンダ面)に配線パターンが形成された基板(遊技制御基板)を備え、

前記第1面(実装面)には、記憶手段(RAM)を有するマイクロコンピュータ(遊技制御用マイクロコンピュータ)を含む複数の電子部品が搭載され、

前記第2面(ハンダ面)には、電子部品が搭載されず、

前記マイクロコンピュータ(遊技制御用マイクロコンピュータ)は、配線パターンにより供給される特定電源(バックアップ電源(VBB))により前記記憶手段(RAM)の記憶内容を保持可能であり、

前記特定電源(バックアップ電源(VBB))を前記マイクロコンピュータ(遊技制御用マイクロコンピュータ)へ供給する配線パターン(VBB)は、前記第2面(ハンダ面)のみに形成されている

ことを特徴としている。

この特徴によれば、特定電源をマイクロコンピュータへ供給する配線パターンは、電子部品が搭載されない第2面のみに形成されているので、電子部品を迂回して形成する必要がなく、配線パターンの距離を短くできるため、外部からのノイズを受けにくく、ノイズによって記憶手段に記憶されているデータが破損してしまうことを防止できる。